

令和6年仙審第13号

裁 決
遊覧船A沈没事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年8月13日11時00分

福島県猪苗代湖北西部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊覧船A

登 録 長 6.16メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 147キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成12年5月に進水した無蓋のFRP製遊覧船で、最大とう乗人員が旅客9人及び船員1人と定められ、船体中央に防水カバーに覆われた機関を、機関前方右舷に操縦席を、同席左舷方及び前方並びに機関両舷方及び後方に旅客用の座席をそれぞれ配置していた。

また、Aは、水面からの乗降を容易にする目的で、トランサム上端から0.4メートル下方に、船首尾線方向の長さ0.6メートル、船体横方向の長さ1.6メートルのスイミングデッキと称する木製板が船尾方に向けて取り付けられており、旅客を乗船させていないときの同板の水面上の高さが約0.05メートルであった。

(2) Aが従事していた業務及びa受審人の経歴

Aが従事していた業務は、旅客にウェイクボードを体験させるものであった。

また、a受審人は、（一部省略）本件発生までに約100回の業務経験があった。

そして、a受審人は、Aに6人ないし7人の旅客を乗船させたことがあったものの、10人の旅客を乗船させたことがなかった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、子供3人を含む旅客10人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、ウェイクボード体験の目的で、船首0.2メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和5年8月13日10時30分福島県^{おきな} 島港内の長浜と称される湖岸を発し、同岸南方沖合の水域に向かった。

ところで、Aは、平素、ウェイクボードを体験したウェイクボーダー（以下「ボーダー」という。）が自力で湖面からスイミングデ

ツキに上がり、船内に戻っていたが、ボーダーが自力で湖面から上がることができないときには、a 受審人が、スイミングデッキに降りて同ボーダーを収容していた。

a 受審人は、10時35分前示水域に至り、子供1人を含む旅客2人を操縦席前方の座席に、旅客1人を同席左舷方の座席に、旅客2人を機関左舷方の座席に、及び子供2人を含む旅客4人を機関後方の座席にそれぞれ着席させた状態で、旅客1人にウェイクボードを開始させたのち、ボーダーを交替させながらウェイクボードを続けさせていた。

a 受審人は、風浪が高くなり始めたのを認め、ウェイクボードを中止してボーダーを収容することとし、直進中、減速して同ボーダーをAから離れさせて湖面で待機させたのち、反転してボーダーに接近し、10時57分半福島県猪苗代町所在の二等三角点名倉山（以下「名倉山三角点」という。）から073度（真方位、以下同じ。）1,760メートルの地点付近で、船首を西北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を始めた。

a 受審人は、自力でスイミングデッキに上がることができないでいたボーダーを手伝おうとして複数の旅客が船尾端に移動したのを操縦席から見たのち、ボーダーを収容する目的で、船尾に移動してスイミングデッキに降り、船尾トリムが増大しているのを認めた。

a 受審人は、10時58分前示漂泊開始地点で、船首が294度を向いていたとき、南東方からの風浪を船尾に受け、湖水がトランサム上端を越えて船内に打ち込むのを認め、船尾トリムが増大したままボーダーの収容作業を続けると、断続的に打ち込んだ湖水が船尾部に滞留して船尾が更に沈下し、同上端が湖面に達して湖水が船内に流入するおそれがあったが、トランサム上端が湖面に達する前

にボーダーを収容できるものと思い、船尾端に移動した旅客を船首に移動させて船尾トリムを修正するなど、湖水の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、船尾トリムが増大したままボーダーの収容作業を続け、断続的に打ち込んだ湖水が船尾部に滞留し、船尾が沈下してトランサム上端が湖面に達したのち、湖水が同上端を越えて船内に流入し、11時00分名倉山三角点から073度1,760メートルの地点において、Aは、船首が294度を向いたまま、浮力を喪失して沈没した。

当時、天候は晴れで風力3の南東風が吹き、南東方から高さ約0.3メートルの風浪があり、猪苗代町に雷注意報が発表されていた。

沈没の結果、機関等に濡損を生じ、小松受審人及び旅客は付近を航行していた複数の水上オートバイに救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件沈没は、猪苗代湖北西部において、漂泊してボーダーの収容作業を行う際、湖水の打ち込みに対する安全確保の措置が不十分で、船尾方から打ち込んだ湖水が船尾部に滞留して船尾が沈下し、トランサム上端が湖面に達して湖水が船内に流入し、浮力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、猪苗代湖北西部において、漂泊してボーダーの収容作業を行う際、複数の旅客が船尾端に移動して船尾トリムが増大し、風浪を船尾に受け、湖水がトランサム上端を越えて船内に打ち込むのを認めた場合、船尾トリムが増大したまま同作業を続けると、断続的に打ち込んだ湖水が船尾部に滞留して船尾が更に沈下し、同上端が湖面に達して湖

水が船内に流入するおそれがあったから、船尾端に移動した旅客を船首に移動させて船尾トリムを修正するなど、湖水の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、トランサム上端が湖面に達する前にボーダーを収容できるものと思い、湖水の打ち込みに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、船尾方から打ち込んだ湖水が船尾部に滞留して船尾が沈下し、同上端が湖面に達して湖水が船内に流入し、浮力を喪失して沈没する事態を招き、機関等を濡損させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 26 日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎